

2024 年 3 月 8 日

「とうほうポジティブ・インパクト・ファイナンス」及び 「フレームワーク型サステナブルファイナンス」の取扱い開始について

東邦銀行（頭取 佐藤 稔）は、お客さまのサステナビリティ経営の取組み支援を強化し、持続可能な社会を実現するために、新たに「ポジティブ・インパクト・ファイナンス（以下、「P I F」）」及び「フレームワーク型サステナブルファイナンス」の取扱いを開始しますので、お知らせいたします。なお、「P I F」の商品化は東北地方の金融機関で初の取組みとなります。

株式会社格付投資情報センター様（以下、「R & I」）より、「フレームワーク型サステナブルファイナンス」については各種国際原則等に整合、「P I F」実施体制についてはポジティブインパクト金融原則に適合している旨のセカンドオピニオンを取得しております。

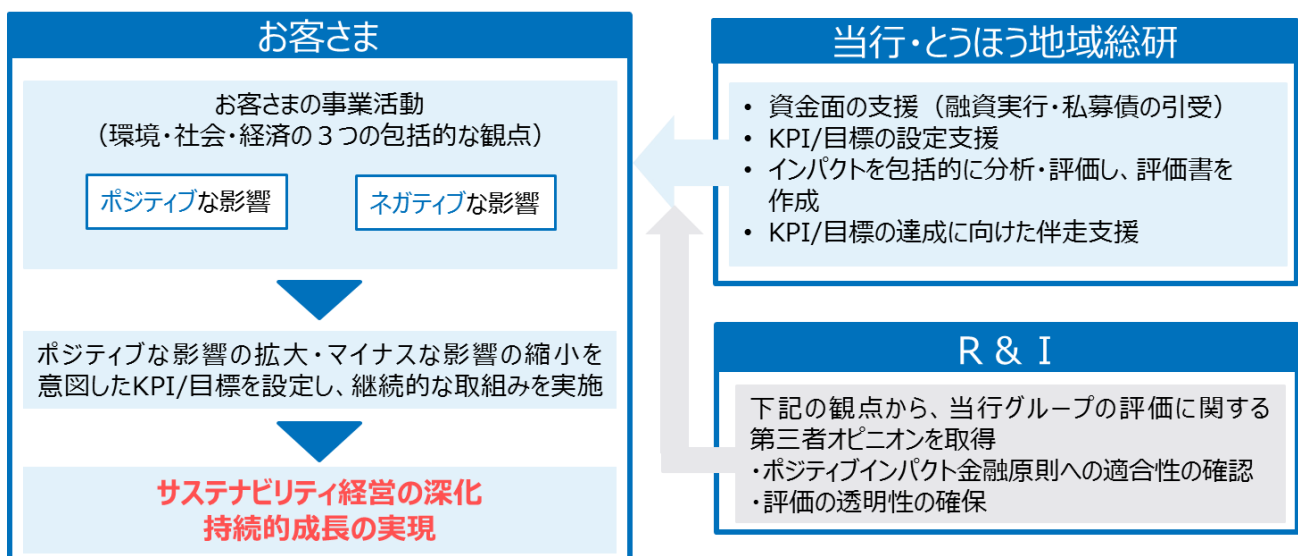
当行は、企業活動を通じて脱炭素への取組みをはじめとした社会課題の解決を図るお客さまを積極的に支援し、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

記

1. 「とうほうP I F」について

「とうほうP I F」は、お客さまの事業活動が、環境・社会・経済にもたらすインパクトを包括的に分析・評価し、ポジティブインパクトの拡大とネガティブインパクトの縮小に向けた支援を目的とする商品です。インパクトの分析・評価は当行及び一般財団法人とうほう地域総合研究所（以下、「とうほう地域総研」）にて行い、お客さまの目標設定や目標達成に向けた対話や伴走支援を実施します。

(1) 「とうほうP I F」のスキーム



(2) 「とうほう P I F」の商品概要

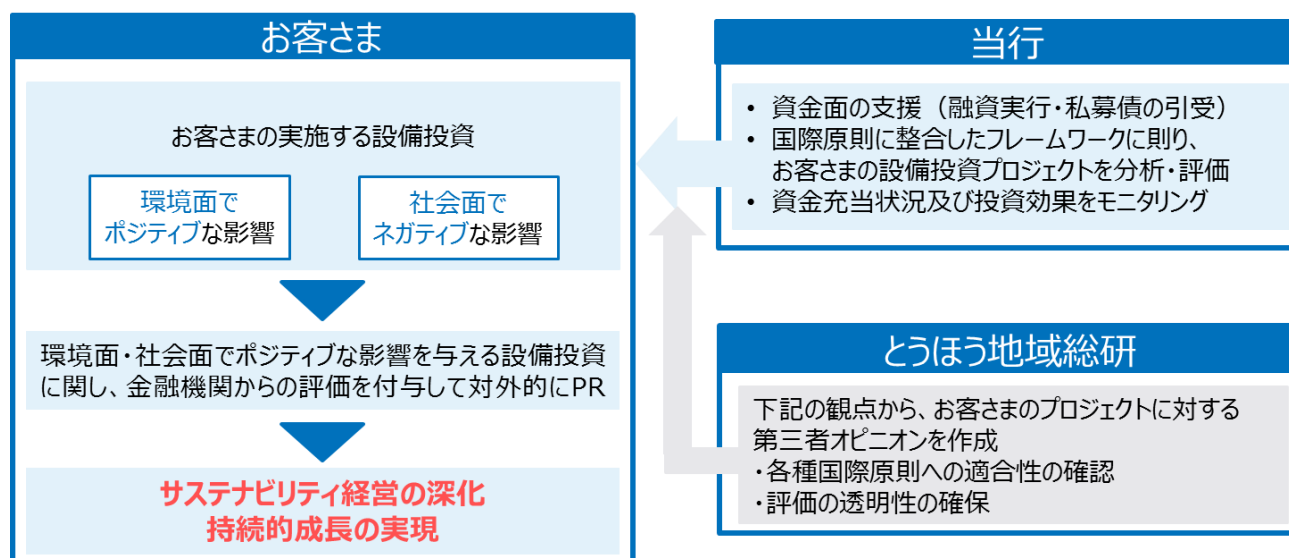
対象先	E S G／S D G s に取組む法人のお客さま
形態	融資、私募債
資金使途	運転資金、設備資金
準拠原則	ポジティブインパクト金融原則
金額	5 0 百万円以上
期間	ローン型：5 年以上 1 0 年以内 私募債型：5 年以上 7 年以内
利率	当行所定の利率
K P I / 目標の設定	ポジティブな影響拡大とネガティブな影響縮小に関する K P I / 目標を複数設定
外部評価	個別案件ごとに R & I から当行の P I F 実施に関する 第三者意見（セカンドオピニオン）を取得
手数料	当行所定の手数料

2. 「フレームワーク型サステナブルファイナンス」について

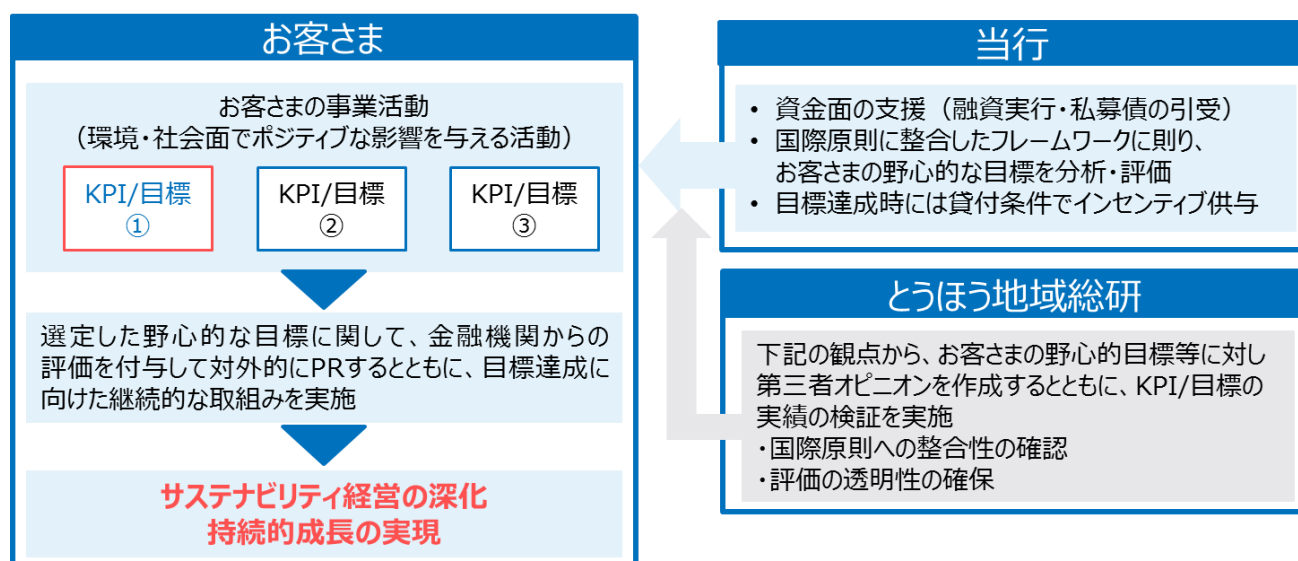
「フレームワーク型サステナブルファイナンス」は、「とうほうグリーンファイナンス（以下、「とうほう G F」）」、「とうほうソーシャルファイナンス（以下、「とうほう S F」）」及び「とうほうサステナビリティ・リンク・ファイナンス（以下、「とうほう S L F」）」の 3 つの商品体系の総称です。

「とうほう G F」は環境改善効果があるグリーンプロジェクトを資金使途とする商品、「とうほう S F」は社会的効果のあるソーシャルプロジェクトを資金使途とする商品、「とうほう S L F」はあらかじめ設定したサステナビリティに関する野心的な目標の達成状況に応じて貸出条件が変動する商品です。

(1) 「とうほう G F」及び「とうほう S F」のスキーム



(2) 「とうほう S L F」のスキーム



(3) 「とうほう G F」、「とうほう S F」及び「とうほう S L F」の商品概要

	「とうほう G F」	「とうほう S F」	「とうほう S L F」
対象先	E S G／S D G s に取組む法人のお客さま		
形態	融資、私募債		
資金使途	環境改善効果のある 設備資金	社会改善効果のある 設備資金	運転資金 設備資金
準拠原則	グリーンローン 原則	ソーシャルローン 原則	サステナビリティ リンクローン原則
金額	5 0 百万円以上		
期間	当行所定の期間		
利率	当行所定の利率		
K P I / 目標の設定	不要		野心的な目標 (S P T s) が必要
外部評価	とうほう地域総研から第三者意見（セカンドオピニオン）を取得		
手数料	当行所定の手数料		



東邦銀行グループでは、『とうほう S D G s 宣言』を制定し、グループ全体で地域経済の活性化や社会的課題の解決に向けた取組みを通して“地域社会に貢献する会社へ”を目指しています。

東邦銀行



セカンドオピニオン

株式会社東邦銀行

2024年3月8日

ポジティブインパクトファイナンス実施体制

ESG 評価本部

担当アナリスト：西元 純

格付投資情報センター（R&I）は東邦銀行のポジティブインパクトファイナンス実施体制について、国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）が制定したポジティブインパクト金融原則（PIF 原則）に適合していることを確認した。R&I は東邦銀行が提供した情報と R&I が実施した手続きの範囲において、実施要領に示される業務プロセスは PIF 原則に準拠してデザインされ融資案件に適用されることを確認している。

1. 評価対象

(1) 経営戦略におけるサステナビリティ

東邦銀行は福島県を主力地盤とする地域銀行。県内では資金量・貸出金で圧倒的なシェアを維持し強固な営業基盤を構築している。県内において金融インフラとして果たす役割は重要で、その事業活動が地域社会に与える影響も大きい。長期ビジョンとして「地域社会に貢献する会社へ」を掲げる等、「ふくしま」の発展と顧客の豊かなくらしづくりのために力を尽くすといった社会的責任を果たすことを掲げている。

持続可能な地域社会の実現に向けて、環境・社会・ガバナンスに関するサステナビリティの推進に注力しており、特に気候変動をはじめとする環境問題への対応やその前提となる人的資本・多様性に関連した取り組みを重視している。2019 年の「ESG への取り組み方針」の制定に続き、2020 年には「とうほう SDGs 宣言」を公表し、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言に賛同表明する等、地域の持続的成長の実現のため、地域の社会・環境課題に積極的に取り組む姿勢を打ち出している。

地域企業のサステナビリティ活動を支援する体制も強化しており、再生可能エネルギー関連融資や ESG/SDGs 私募債等で実績を積み上げている。持続可能な社会の実現に向け、脱炭素社会への移行や新たな産業・社会構造への転換を促すため、環境分野サステナブルファイナンス目標を設定しており、2021 年度から 2030 年度（10 年間）を目標期間として重点的に取り組んでいる。今回のポジティブインパクトファイナンスの実施体制構築は同時期に策定した自社評価型の融資フレームワーク「とうほうサステナビリティ・ファイナンス フレームワーク」とともにサービスを開始するもので地域におけるサステナビリティ向上の機運をさらに醸成を意図している。これらの取り組みを通じて、サステナブルファイナンスの裾野を広げ、より多くの取引先に対してビジネスと SDGs 達成の両立を伴走支援することで持続可能な地域社会の実現に貢献していく。

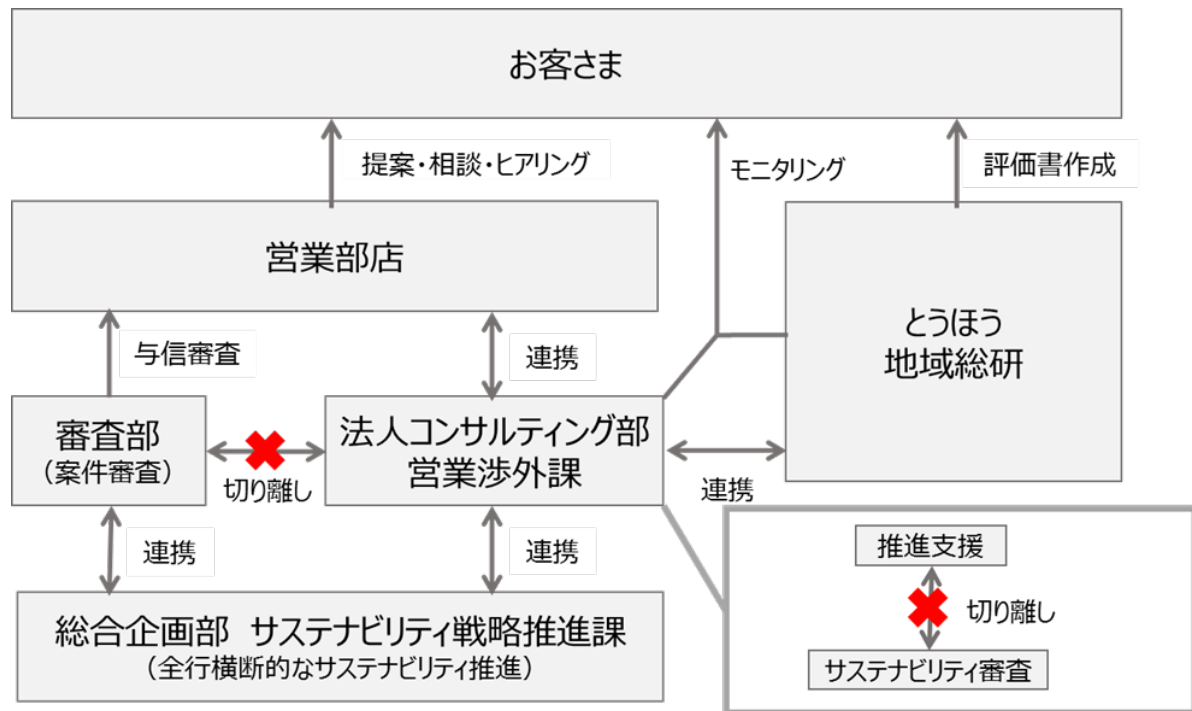
(2) インパクトファイナンスの業務管理体制

東邦銀行では SDGs/ESG への取り組みを一層推進し地域社会の持続的成長に貢献することを目的に 2019 年に設置した SDGs/ESG 推進委員会を 2023 年にサステナビリティ推進委員会に名称変更し、委員長である頭取の下、SDGs/ESG 推進計画の策定や進捗管理等を審議する体制を強化している。同委員会にて議論された内容は経営会議・取締役会に報告される。東邦銀行グループでのサステナビリティ推進体制の中核を担う部署として設置されている総合企画部内にサステナビリティ戦略推進課がサステナブルファイナンスをはじめとするグループ横断的なサステナビリティの推進を実施する。営業本部はサステナビリティ戦略推進課との連携の下、サステナブルファイナンスに関する各種取り組みの企画等を担当し、ポジティブインパクトファイナンスの実施状況も把握のうえ、同課に報告する。

PIF の実施体制は以下の通りである。インパクトの特定や KPI の設定は営業本部内の法人コンサルティング部営業渉外課のサステナブル推進支援担当が行い、その内容の妥当性を同課内のサステナブル審査担当が確認する。両担当とも営業渉外課に所属するが、サステナブル審査担当を個別に任命することで、

業務上での棲み分けを明確にしている。またインパクト評価は通常の与信審査と切り離した判断が必要となるため、貸付の与信判断を行う審査部は関与しない。評価書はインパクト評価等の内容を確認のうえ、東邦銀行の関連機関である一般財団法人とうほう地域総合研究所（以下、とうほう地域総研）が作成する。PIF 実行後の年次モニタリングは顧客対応窓口である営業部店とともに、サステナブル推進支援担当及びとうほう地域総研が取引先から KPI 達成状況等に関する資料徴求及びヒアリングを行い、次年度以降の方針について協議する。融資商品としての PIF の品質管理はサステナブル審査担当が担い、実施体制についての外部評価を年に 1 回取得する。

■PIF 実施体制図



[出所：東邦銀行]

(3) 業務プロセス

① インパクトの特定

インパクトの特定に先立ち、事業性評価の知見を生かして取引先の全体像を把握する。その際、環境・社会面に配慮した取り組みや推進体制等についてもヒアリングし、取引先の経営戦略におけるサステナビリティの位置づけを確認する。取引先の全体像に基づき、取引先の事業活動に即した SDGs 諸課題へのプラス・マイナスの影響を洗い出し、取引先の事業活動が及ぼすインパクトを特定する。

特定したインパクトについて国際目線との整合性を確認するため、UNEP FI が提供する分析ツール「インパクトマッピング」を用いる。具体的には、「インパクトレーダー」が示す持続可能な開発の 3 つの側面（社会・環境・経済）を網羅するインパクトエリア・トピック（次頁図参照）と国際標準分類 (ISIC) 等の業種の対応関係を調べ、取引先がインパクトを与えるエリア・トピック（プラス/マイナス）、その度合い（大/小）、影響の内容を確認する。

取引先が活動する社会の要請を加味するため、バリューチェーン上のステークホルダーが属する国・地域におけるインパクトニーズを調べる。持続可能な開発ソリューションネットワーク (SDSN) が「持続可能なレポート」内で公表する各国の SDG ダッシュボード（次頁図参照）でインパクトニーズを確認する。取引先の活動が主に特定の地域を対象とする場合は、自治体が策定する各種計画等も参考にしてニーズの大きさを確認する。最終的に東邦銀行のサステナビリティに関する方針や重要課題と照らし、インパクトを特定する。

■ インパクトトレーダー



[出所：UNEP FI]

■ SDG ダッシュボード



[出所：SDSN]

② インパクトの評価

特定したインパクト領域において取引先の取り組みを促進し進捗状況をモニタリングするための KPI（重要業績評価指標）と目標値を設定する。目標水準は、取引先のこれまでの SDGs に関する取り組み状況のほか、社会的に求められるレベルや追加性等を踏まえ、適切で意欲的になるよう設定する。

インパクト分析結果を取引先と共有し、インパクト領域や KPI、目標値の設定過程において認識をすり合わせる。「ポジティブインパクトの創出」と「ネガティブインパクトの低減」に資する KPI について協議し、可能な限り定量的な KPI の設定を検討する。

③ モニタリング

KPI の実績を確認するため少なくとも年に 1 回取引先との面談の場を設け、達成状況をモニタリングする。達成・未達の要因を分析し、必要に応じて KPI の見直しを検討する。取引先の進捗を踏まえ、目標達成に向けた具体的取り組みを検討し、継続的に支援する。

2. 適合性の評価

東邦銀行は前項に示したインパクトファイナンスの業務管理体制や業務プロセスを文書化（非公開）している。R&I は東邦銀行が提供した実施要領の文書とそれに関連する情報、同行のウェブサイト等を閲覧し担当者への質問を実施した。また業務プロセスに関して融資案件への適用を観察し担当者への質問を実施した。R&I はこれらの情報と手続きの範囲において、実施要領に示される業務プロセスが PIF 原則の 4 つの事項それぞれについて準拠してデザインされ適用されることを確認した。PIF 原則に関しては UNEP FI が公表している関連文書やツールを適宜参照している。原則と主な確認事項は以下の通り。

原則 1 定義

ポジティブインパクト金融はポジティブインパクト・ビジネスのための金融である。

持続可能な開発の 3 つの側面（経済、環境、社会）のいずれにおいても潜在的なマイナスの影響が適切に特定され緩和され、なおかつ少なくともそれらの 1 つの面でプラスの貢献をもたらすこと。

ポジティブインパクト金融はこのような持続可能性の課題を総合的に評価することから、持続可能な開発目標（SDGs）における資金面での課題に対する直接的な対応策の 1 つとなる。

- インパクトの特定にはインパクトレーダーを活用する。インパクトレーダーは、持続可能な開発において特定の部分にフォーカスする施策よりも全体をとらえる施策（holistic approach）が有効であるとするポジティブインパクトファイナンスの考え方に基づき開発されたツールである。東邦銀行はインパ

トレーダーを活用し、取引先の事業活動がもたらすプラス・マイナスの影響を全体的に把握する。この分析に基づいて SDGs 達成に向けた目標設定を行うプロセスをとっており、PIF の定義に合った業務内容となっている。

- PIF の実行に際してポジティブインパクトの創出とネガティブインパクトの低減に資する KPI と目標の設定について取引先と協議し、達成に向けた具体的取り組みを検討した上でインパクト評価を決定する運営となっている。

原則 2 枠組み

ポジティブインパクト金融を実行するには、資金提供者（銀行、投資家など）が投融資対象となる事業活動、プロジェクト、プログラムあるいは事業主体から生じるポジティブインパクトを特定してモニタリングするための十分なプロセス、方法、ツールが必要である。

- インパクトの特定には、上述の通り UNEP FI が提供する「インパクトマッピング」「インパクトトレーダー」を活用し、国際的な見方との整合性をとる。インパクトニーズは SDGs ダッシュボード等のツールを活用して的確に把握する。
- 東邦銀行のサステナビリティに関する方針や重要課題と合致するインパクトを特定した上で KPI と目標を設定し、達成状況をモニタリングするプロセスがある（原則 4 参照）。
- インパクト分析と統合的な ESG リスク管理は確立していないが、TCFD 提言に基づく機会とリスクの開示を進め、気候変動への対応方針を明確化している。気候変動に起因するリスクは事業運営や財務計画に影響を及ぼす可能性があることを認識し、統合的リスク管理の枠組みにおいて管理する体制の構築を進めている。また、気候変動対策および持続可能な成長の観点から、環境・社会に影響を及ぼす懸念のあるセクターについてクレジットポリシーを定めている。
- インパクト評価を手掛けるサステナブル推進担当や評価内容を審査する同審査担当は SDGs 関連のコンサルティング業務に加え、サステナビリティ・リンク・ローン等の組成の経験者を配置している。KPI 設定時に SLL の野心性の考え方を取り入れるなど経験を生かすことができる等、業務経験や専門性を生かして取引先の包括的なインパクト分析を行う体制を構築している。
- サステナブル推進担当はインパクト分析の詳細な業務プロセスを示した手順書を策定し、分析ツールの活用方法や評価上の留意点を明文化することで業務の一貫性を確保する。営業部店と連携した案件推進により、行内での知見・ノウハウの共有を促進するとともに多様な顧客ニーズに触れることで商品としての品質向上を図る。
- 融資業務全体としては、営業部店、法人コンサルティング部営業渉外課、とうほう地域総研、審査部、総合企画部サステナビリティ戦略推進課との連携により、既存業務の枠組みの中で PIF を効率的に運用する。ただしインパクト評価の判断に他の業務の影響が及ぶことを最小限に抑えるため、インパクト評価の決裁は通常の貸付審査と切り離す運用としている。
- PIF の実施体制について年に 1 回外部評価を受け、実行時のインパクト評価、モニタリングの実施状況が適切であること等について確認し、必要に応じて内容を更新する。

原則 3 透明性

ポジティブインパクト金融の資金提供者（銀行、投資家など）は以下のような点について透明性の確保と情報開示が求められる。

- ポジティブインパクトとして資金調達した事業活動、プロジェクト、プログラムあるいは事業主体において意図したポジティブインパクトについて（原則 1 に関連）
- 適格性を判断し、影響をモニタリングし検証するために確立されたプロセスについて（原則 2 に関連）
- 資金調達した活動、プロジェクト、プログラムあるいは事業主体が達成したインパクトについて（原則 4 に関連）。

- 東邦銀行はインパクト分析の結果を評価書として取引先に提供するとともに、評価書の内容(インパクトの特定、KPI と目標等)を東邦銀行のホームページにて公表する。評価の実施状況については必要に応じて独立した評価機関によるレビューを受け、その結果を PIF の実施概要とともに公表する。
- PIF の体制と業務プロセスに関しては R&I が独立した評価を実施し、それらの概要と評価結果を本オピニオンとして公表する。
- インパクトの達成状況を把握できるよう KPI については定量目標の設定に努める。KPI と目標の達成状況について、東邦銀行のホームページにて公表する。東邦銀行は取引先に対し可能な限り KPI の開示を求めていく。

原則 4 評価

資金提供者（銀行、投資家など）が提供するポジティブインパクト金融は意図するインパクトの実現度合いによって評価されなければならない。

- 東邦銀行はインパクト領域毎に設定した KPI の達成状況を共有すべく取引先との面談を少なくとも年に 1 回実施する。面談内容や実績を踏まえ必要に応じて目標の変更を検討するとともに、目標達成に必要な提案等を通じて取引先のインパクト実現を支援する。
- 地域金融の事業特性や東邦銀行のサステナビリティへの取り組み姿勢を踏まえると、継続的に取引先の事業変化を支援するような融資が多くなることが想定される。このような場合、個別融資の実行による追加的な効果を測ることは難しい。東邦銀行はインパクトを決定する際に、取引先の将来ビジョン等を勘案した意欲的な KPI の設定も検討することとし、可能な限り追加性を意識できる業務プロセス定めている。

以上

【留意事項】

本資料に関する一切の権利・利益（著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、特段の記載がない限り、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、本資料の全部又は一部を使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）することは認められません。

R&Iは、本資料及び本資料の作成に際して利用した情報について、その正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

また、本資料に記載された情報の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報の使用に関連して発生する全ての損害、損失又は費用について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負いません。

セカンドオピニオンは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全及び社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関又は民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対するR&Iの意見です。R&Iはセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&Iはセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、セカンドオピニオン及びこれらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとします）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントは、グリーンボンドで調達された資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度に対するR&Iの意見です。R&Iグリーンボンドアセスメントでは、グリーンボンドフレームワークに関してのセカンドオピニオンを付随的に提供する場合があります。対象事業の環境効果等を証明するものではなく、環境効果等について責任を負うものではありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&IはR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、資料・情報の不足や、その他の状況により、R&Iの判断でR&Iグリーンボンドアセスメントを保留したり、取り下げたりすることがあります。

R&Iは、R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報、R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントその他の意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やR&Iグリーンボンドアセスメントの使用、あるいはR&Iグリーンボンドアセスメントの変更・保留・取り下げ等に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとします）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、原則として申込者から対価を受領して実施したものです。

【専門性・第三者性】

R&Iは2016年にR&Iグリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017年からICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則／ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。また、2022年から経済産業省の温暖化対策促進事業におけるトランジション・ファイナンスの指定外部評価機関に採択されています。

R&Iの評価方法、評価実績等についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>）に開示しています。

R&Iは2022年12月、金融庁が公表した「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」（以下、「行動規範」という。）の趣旨に賛同し、これを受け入れる旨を表明しました。行動規範の6つの原則とその実践のための指針へのR&Iの対応状況についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/products/esg/index.html>）に開示しています（以下、「対応状況の開示」という。）。

R&Iと資金提供者及び資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。

なお、R&IはESGファイナンスによる資金提供あるいは資金調達を行う金融機関との間で、金融機関の顧客にR&IのESGファイナンス評価を紹介する契約を締結することがありますが、R&Iは、独立性を確保する措置を講じています。詳細は対応状況の開示をご覧ください。



セカンドオピニオン

株式会社東邦銀行

2024 年 3 月 8 日

とうほうサステナビリティ・ファイナンス

ESG 評価本部

フレームワーク

担当アナリスト：西元 純

格付投資情報センター（R&I）は、東邦銀行が策定した融資フレームワーク「とうほうサステナビリティ・ファイナンス」（グリーン、ソーシャル、サステナビリティ・リンク・ローン形式）が各々対応する国際的な原則¹や国内のガイドライン²が求める事項をどの程度充足するか確認した。本フレームワークはレポーティングの情報公開やサステナビリティ・リンク・ローン形式における野心性の判断プロセス等に関し、原則やガイドラインが求める水準を完全には満たさないものの、全体として原則やガイドラインの趣旨に沿った内容で設計されている。R&I は本フレームワークが原則やガイドラインに対して整合的（一部は適合）であることを評価した。なお、フレームワークではローンだけでなく私募債も対象としているが、銀行保証付等実質的には融資と変わらないことからローンと同じ形で整理することが適切と判断した。R&I の評価は本フレームワークに基づき組成される個別案件にはおよばない。オピニオンの構成は次の通りである。

■オピニオンの構成

1. オピニオンの位置づけ
2. 「とうほうサステナビリティ・ファイナンス」推進に係る東邦銀行のサステナビリティ方針
3. GLP、SLP、GL・SLL ガイドラインに対する整合性について
 - (1)調達資金の使途
 - (2)評価と選定のプロセス
 - (3)調達資金の管理
 - (4)レポーティング
4. SLLP 及び GL・SLL ガイドラインに対する整合性について
 - (1)KPI の選定
 - (2)SPTs の設定
 - (3)ローンの特性
 - (4)レポーティング
 - (5)検証
5. まとめ

¹ グリーンローンは「グリーンローン原則」（GLP）、ソーシャルローンは「ソーシャルローン原則」（SLP）、サステナビリティ・リンク・ローンは「サステナビリティ・リンク・ローン原則」（SLLP）。いずれもローン市場協会（LMA）、ローン・シンジケート・アンド・トレーディング協会（LSTA）及びアジア太平洋ローン市場協会（APLMA）の3者が策定

² 「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」（GL・SLL ガイドライン）

1. オピニオンの位置づけ

東邦銀行は福島県を主力地盤とする地域銀行。県内では資金量・貸出金で圧倒的なシェアを維持し強固な営業基盤を構築している。県内において金融インフラとして果たす役割は重要で、その事業活動が地域社会に与える影響も大きい。

福島県は国内で3番目に広い面積を持ち、奥羽山脈や太平洋沿岸等で豊かな自然環境を持つ。産業面ではエネルギー関連や医療産業をはじめとする研究開発・産業創出拠点の開発が進んでいる。一方、2011年の東日本大震災で甚大な被害を受けた経験を持つ。福島県では再生可能エネルギーを軸とした産業の育成・集積に取り組む等、地域経済の復興・再生に向けた施策を継続的に実施し、地域の持続可能な社会の実現を目指している。

東邦銀行は長期ビジョンとして「地域社会に貢献する会社へ」を掲げる等、「ふくしま」の発展と顧客の豊かな暮らしづくりのために力を尽くすといった社会的責任を果たすことを掲げている。金融を通して、環境関連分野や社会課題解決分野への事業を推進及び支援することで、地元福島県の持続的発展に貢献して姿勢を打ち出しており、その一環としてサステナブルファイナンスを強化している。

本フレームワークは東邦銀行が地域貢献に注力していく方針の下、環境と社会の両面から地域課題に焦点を当て金融の面から地域企業の事業活動を支える目的で策定されている。幅広い事業者が本フレームワークに基づく融資を利用できるよう、GLP、SLP、SLLP、GL・SLLガイドラインの趣旨を念頭に中堅・中小企業が取り組みやすい内容で設計している。

R&Iは本フレームワークがGLP、SLP、SLLP、GL・SLLガイドラインに対する整合性³について、また融資制度を実施する体制が準備されているかに関して第三者評価を提供する。

2. 「とうほうサステナビリティ・ファイナンス」推進に係る東邦銀行のサステナビリティ方針

東邦銀行は持続可能な地域社会の実現に向けて、環境・社会・ガバナンスに関するサステナビリティの推進に注力しており、特に気候変動をはじめとする環境問題への対応やその前提となる人的資本・多様性に関連した取り組みを重視している。2019年の「ESGへの取り組み方針」の制定に続き、2020年には「とうほうSDGs宣言」を公表し、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言に賛同表明する等、地域の持続的成長の実現のため、地域の社会・環境課題に積極的に取り組んでいる。

地域企業のサステナビリティ活動を支援する金融サービスも強化しており、再生可能エネルギー関連融資やESG/SDGs私募債等で実績を積み上げている。持続可能な社会の実現に向け、脱炭素社会への移行や新たな産業・社会構造への転換を促すため、環境分野サステナブルファイナンス目標を設定しており、2021年度から2030年度（10年間）を目標期間として重点的に取り組んでいる。本フレームワークの策定はこれまで実施してきた施策の延長に位置付けられるもので、グリーン及びソーシャルファイナンス形式における資金使途、サステナビリティ・リンク・ローン形式でのKPIは地域が抱える環境や社会に関する課題を考慮し選定される。ファイナンスによるサポートを背景に、顧客に対しESG分野での取組機会を提供し地域の持続可能性を高めていくことを目的としている。本フレームワークに紐づく融資サービスを中堅・中小企業まで広げ、企業規模に関係なくサステナビリティ活動のすそ野を拡大するという点からみても、東邦銀行のSDGs宣言等の趣旨に合致した内容である。また国際的な原則やガイドラインが期待する持続可能な社会に資するファイナンスの形成にも沿った取り組みである。

³フレームワークの骨格や考え方、業務プロセス・融資の実施体制を確認し、国際的な原則や環境省のガイドラインの趣旨に沿った内容でフレームワークが設計されているかについての意見である。

3. GLP、SLP、GL・SLL ガイドラインに対する整合性について

R&I は東邦銀行が策定した融資フレームワークのうち、「とうほうグリーンファイナンス」（以下、とうほう GF）及び「とうほうソーシャルファイナンス」（同とうほう SF）を対象に、グリーンローンやソーシャルローンを構成する 4 つの要素（調達資金の使途、評価と選定のプロセス、調達資金の管理、レポートニング）について、対応する国際的な原則（GLP、SLP）やガイドライン（GL・SLL ガイドライン）における確認事項（「べきである」事項）を充足しているかを確認した。

4 つの要素に関して、いずれも国際的な原則やガイドラインの確認事項の一部について完全に満たす内容になっていないが、全体として環境や社会にポジティブな改善効果を促す内容で設計されている。R&I は評価対象のフレームワークが国際的な原則やガイドラインに整合していると評価した。

(1) 調達資金の使途

- ① 調達される資金は、明確な環境改善効果や社会課題解決への効果をもたらすグリーンプロジェクト又はソーシャルプロジェクトに充当されるか。

東邦銀行は SDGs 宣言等の方針に基づき、本フレームワークで対象とする融資について、グリーンローンは環境改善効果のあるグリーンプロジェクトへの設備資金、ソーシャルローンは社会的課題への対処や軽減に資するソーシャルプロジェクトへの設備資金に原則限定するとしている。リファイナンス案件も継続的に環境や社会の面で改善効果が見込めるプロジェクトを検討対象としている。

資金使途の対象は次の内容で設定しており、事業カテゴリー毎に具体的なプロジェクト例も列挙している。ソーシャルプロジェクトについては対象となる人々の想定も行っている。以下から外れる資金使途であっても、国際的な原則やガイドラインに示されるカテゴリーを参考に、東邦銀行が環境改善又は社会的課題の解消等の成果が見込めると判断した事業やプロジェクトに関しては行内で個別に協議したうえで案件として採り上げる。東邦銀行において資金使途の適切性判断が困難な場合は外部機関に評価を依頼するか、本フレームワークに基づく融資ではなく通常融資として対応する。

【資金使途】

とうほうGL	とうほうSL
再生可能エネルギー	手ごろな価格の基本的インフラ設備
エネルギー効率	必要不可欠なサービスへのアクセス
汚染の防止及び抑制	手ごろな価格の住宅
クリーン運送	雇用の維持・創出
グリーンビルディング	食料の安全保障と持続可能な食糧システム
	社会経済的価値向上とエンパワーメント

借入人には資金を充当するプロジェクトがもたらす環境改善効果又は社会課題解決について、自ら定量的に計測可能な指標及び測定を設定することを求める。プロジェクト実施に伴い想定される環境面・社会面のネガティブインパクトについても対応方針等も東邦銀行が確認する。

営業部店は借入人との対話を通じてサステナビリティに関する方針・戦略、プロジェクトの概要、資金使途、プロジェクトに充当する融資金額、プロジェクト実施による環境改善効果又は社会的効果、プロジェクト実施によるネガティブな影響とその対応策等を確認する。その内容は営業部店から本部の法人コンサルティング部営業渉外課のサステナビリティ審査担当に報告され、同担当が対象案件の資金使途の妥当性等を原則やガイドラインに照らして総合的に評価し、案件としての取り組み可否を判断する。サステナビリティ審査担当は、本フレームワークに基づく融資業務に関して営業推進業務やクレジット判断とは異なる立場から関与する。なお、クレジット評価を担う審査部は案件のサステナビリティ性の判断に関与しない。

② 調達資金の使途に関する貸し手への事前説明がなされるか

営業部店はカテゴリーやプロジェクトによる環境改善効果や社会的効果、及び想定されるネガティブインパクトに関して借入人から事前説明を受ける。説明内容はサステナビリティ審査担当にも共有される。

③ 調達資金の使途がリファイナンスである場合及び複数トランシェの一部がグリーン/ソーシャルローンである場合

本フレームワークに基づく融資案件において、ローンの複数トランシェの一部をグリーン又はソーシャルローンとする場合、トランシェを明確に指定し、適切な方法により追跡管理できるようする。資金使途をリファイナンスとする場合のルックバック期間は適切に定められていることを確認した。リファイナンス時点以降の環境改善効果についての確認は、新規プロジェクト同様になされる。

(2) 評価と選定のプロセス

① 環境面・社会面での目標や選定の基準を含む評価と選定のプロセスの事前説明がなされるか

一般にグリーンローンやソーシャルローンを組成する際、ローンを通じて実現しようとする環境面や社会面での目標のほか、調達資金の充当対象となるプロジェクトが目標に合致すると判断するための基準と判断プロセスの概要を借入人が貸し手に説明する。

本フレームワークに基づく融資案件は東邦銀行がフレームワークを策定するという点で一般のグリーンローンやソーシャルローンと異なる。ただ、借入人自ら意思決定し本フレームワークに紐づく融資に申し込むことや、東邦銀行も事前に対象プロジェクトの選定経緯を確認し資金使途の妥当性を判断するプロセスを採っている点を踏まえると、実質的には原則やガイドラインの趣旨に沿った設計がなされていると評価できる。

② 包括的な目標、戦略等への組み込みがなされるか

選定経緯を確認するプロセスにおいて、東邦銀行は借入人が当該プロジェクトによってもたらそうとする環境改善又は社会課題解決の効果や、対象プロジェクトと借入人の経営方針や事業内容が合致していることを確認する。プロジェクトの選定における専門性は東邦銀行がその役割を果たすこととなる。

本フレームワークに紐づく融資の主要顧客として東邦銀行が想定している企業が、サステナビリティ戦略等を明確な形で策定できるとは限らない。ただ、本フレームワークを利用することで、借入人がプロジェクトを通じて目指す効果及び事業における位置づけが明確となる。

(3) 調達資金の管理

① 調達された資金が確実にプロジェクトに充当されるか

フレームワークにおいて資金の管理方法は明確に定められており、通常の設定資金への融資取組時と同様の管理が行われる。借入人からの要請を受け、請求書等のエビデンスや支払先情報を全て確認し振り込み、または支払実績を領収書等で確認することで対応する。資金の充当状況は支払い行為を通じて東邦銀行が管理する。

借入人が主体となり調達資金の管理を行う一般のグリーンローンやソーシャルローンとは異なるが、借入人にとっては本フレームワークを利用することで、実質的に原則やガイドラインが求める趣旨と同等の管理を受けることとなる。

(4) レポーティング

① 調達資金の使用方法等に関する報告及び一般的開示がなされるか

実行時に借入人から応諾が得られた場合、プロジェクト概要等に関して公表する。資金の充当完了までの間、営業部店は借入人から年1回の頻度でプロジェクトの進捗状況、充当した資金の金額及び未充当金額、プロジェクトによる環境改善効果又は社会課題解決の効果に関する報告を受ける。レポーティング内容はサステナビリティ審査担当にも共有され、当初の想定と異なる大きな状況の変化があった場合は営業部店を通じて影響および対応方針等を確認し管理する。

レポーティングにおいて借入人が対応すべき事項について、原則では貸付人に対する報告としている一方、ガイドラインでは借入人がグリーンローンとして表明する場合には貸し手に対する報告事項をさらに一般に開示するべきとしている。本フレームワークではレポーティングの公表に関しては公表しないケースも許容しているが、貸付人への報告は必須としている点を踏まえると全体として整合的な仕組みで設計されている。

② 環境改善効果・社会的効果に係る指標、算定方法等は適切か

フレームワークでは環境改善や社会課題解決の効果に係る指標及び算定方法を確認することとしている。その役割はグリーンローンやソーシャルローンの適切性を判断するサステナビリティ審査担当が担う。案件採り上げにあたっては同グループで確認作業が可能なプロジェクトかという点も考慮している。

4. SLLP 及び GL・SLL ガイドラインに対する整合性について

R&I は東邦銀行が策定した融資フレームワークのうち、「とうほうサステナビリティリンクファイナンス」（以下、とうほう SLF）を対象に、SLL を構成する 5 つの要素（KPI の選定、SPTs の設定、ローンの特性、レポートニング、検証）について SLLP の確認事項（「べきである」として履行を求める項目）を、GL・SLL ガイドラインに関しては、同ガイドラインが挙げる SLL が備えることを期待される基本的事項（「べきである」事項）を SLLP の確認事項と対応付けて、どの程度充足しているかを確認した。

SLLP の確認事項及び GL・SLL ガイドラインにおける期待される基本的事項の一部について、完全に満たす内容になっていないが、全体として SLL を通じた借入人のサステナビリティ向上を促す内容で設計されている。R&I は評価対象のフレームワークが SLLP や GL・SLL ガイドラインに整合していると評価した。

(1) KPI の選定

① 選定される KPI

KPI について、本フレームワークでは借入人の事業活動に関連し重要度が高く、中長期的かつ持続的な価値の追求に資する指標を選定することとしている。KPI は借入人だけでなく貸付人である東邦銀行でも客観的に確認できるよう、定量的に測定可能であることを条件としている。フレームワークでは次の内容を KPI として設定している。

【KPI】

とうほうSLF
エネルギー効率
温室効果ガス排出
再生可能エネルギー
サーキュラーエコノミー

上記から外れる資金使途であっても、東邦銀行が借入人の事業戦略等に照らして重要度が高く、環境・社会課題の解消に資すると判断した指標は行内で個別に協議したうえで案件として採り上げる。想定される指標例は SLLP や GL・SLL ガイドラインを参考に、フレームワークの中で整理している。東邦銀行において KPI の重要性判断が困難な場合は外部機関に評価を依頼するか、本フレームワークに基づく融資ではなく通常融資として対応する。

② KPI の重要性

KPI は環境・社会の両面から地域課題に対応する内容になっている。「エネルギー効率」「温室効果ガス排出」「再生可能エネルギー」は地球温暖化緩和策において全ての企業が取り組むべきテーマであり、業種を問わず企業のサステナビリティに関係するものである。上記以外の指標を選定する場合は借入人の事業戦略における重要性等を十分吟味したうえで選定する。東邦銀行の SDGs 宣言等の趣旨にも沿って選定する方針であり、本フレームワークにおける KPI の重要性に問題はない。

(2) SPTs の設定

① SPTs の概要

SPTs は選定した KPI に対応して野心的かつ有意義で定量的に測定可能で、借入人にとって中核的かつ重要な事業領域においてサステナブルな取り組みを行なううえでの数値目標を年次で設定する。

② SPTs の野心性

SPTs の野心性は以下の 3 つの観点から判断される。

A) 国際基準に基づく目標設定値

B) 同業種の業界目標設定値

C) 借入人自身の直近パフォーマンス水準（過去 3 年以上のトラックレコードの推移等）

SLLP では A) ～C) の組み合わせに基づき野心性を判断し SPTs を設定すべきとしている。本フレームワークは借入人の事業特性等によっては 1 つの要素のみで判断されるケースがあり、この場合、SLLP が求める要件を完全には満たさない。ただ、A) ～C) は SLLP 及び GL・SLL ガイドラインが挙げる野心性判断の観点と合致しており、SPTs の野心性に関しては担保されると考えられる。

③ SPTs の達成手段と不確実性要素

KPI の選定及び SPTs の設定のプロセスを通じて、借入人のサステナビリティ目標と目標達成に向けた具体的取組みの意志及び計画を確認する。SPTs 達成のための施策及びネガティブ要素を始めとする不確実性はこのプロセスを通じて洗い出すよう設計されている。

④ SPTs の妥当性

KPI と SPTs は借入人が営業部店で対話・協議を通じて決定する。KPI の重要性和 SPTs の妥当性はグリーンローン形式及びソーシャルローン形式における資金使途の妥当性判断と同様、サステナビリティ審査担当が SLLP や GL・SLL ガイドラインの趣旨と照らし評価し、案件としての採り上げ可否を判断する。融資実行後の検証業務に対応できるかという点も事前に確認する。クレジット評価を行う審査部は SPTs の設定に関与しない。

KPI の重要性や SPTs の野心性等案件のサステナビリティ性の判断は営業推進やクレジット判断とは異なる立場のサステナビリティ審査担当が実施する設計になっている。野心性の判断のプロセス以外は主に SLLP が KPI の選定や SPTs の設定で求める要件を満たすことを求めている。SPTs の妥当性の判断や検証対応が難しいと判断した場合は外部機関に評価を依頼するか、本フレームワークに基づく融資ではなく通常融資として対応する。以上を踏まえると、SLLP や GL・SLL ガイドラインの趣旨に沿った KPI や SPTs が設定される体制が整っていると考えられる。

(3) ローンの特性

借入人の SPTs 達成への動機付けとして、達成時には契約内容に基づき金利を引き下げるインセンティブ設計となっている。達成時に引き下げた金利は累積せず、SPTs に達しなかった場合は引き下げ幅と同じ水準だけ金利を引き上げる。インセンティブに関する内容 (SPTs 達成の判定時期、達成時の金利引き下げ幅及び金利適用時期等) は借入人と締結する金銭消費貸借契約書に属する債権書類等に明記される。

R&I は SPTs 達成時のインセンティブが借り手のサステナビリティ・パフォーマンスの向上を促すことを考慮し設定され、SLLP や GL・SLL ガイドラインが求める要件を満たしていることを確認している。

(4) レポーティング

借入人は融資期間にわたって、年 1 回、SPTs の達成状況が分かる KPI の実績値と検証業務に必要なエビデンスやデータなど疎明資料を営業部に提出する。レポーティング内容はサステナビリティ審査担当及び東邦銀行の関連機関である一般財団法人とうほう地域総合研究所 (以下、とうほう地域総研) にも共有される。借入人のウェブサイトなどにおけるレポーティング内容について公表しないケースも許容している。

SLLP において、借入人は少なくとも年 1 回貸付人が SPTs の達成状況のモニタリングを行う際に、その野心的な内容が保たれ借入人の事業と関連性があると判断するのに十分な最新状況を貸付人に提供すべきとしている。GL・SLL ガイドラインも同内容を期待される基本的事項に挙げている。本フレームワークは借入人に対して、レポーティングの際には検証業務を行う際に必要なエビデンスやデータなどの疎明資料を提出することとしており、SLLP や GL・SLL ガイドラインが求める要件をクリアしている。一方、レポーティング内容を公表しないケースがあるため、GL・SLL ガイドラインにおける「借入人が調達したファイナンスを SLL として表明する場合、貸付人に対する報告事項を一般に開示すべき」は満たさない場合がある。ただ、本フレームワークによるローンについて一般に開示しない場合は、SLLP や GL・SLL ガイドラインに適合した外部評価を取得した SLL ではないことを東邦銀行から借入人に説明するとしており、GL・SLL ガイドラインにおける一般開示を要件とはしない。

(5) 検証

レポーティング報告時に借入人が提出するエビデンスやデータをもとにとうほう地域総研が KPI の実績値について検証業務を行い、その結果をサステナビリティ審査担当に通知する。同担当は検証結果に基づく金利変更の有無を判断し営業部にオペレーション実施を指示する。検証に関する情報については外部公表を行わない。

フレームワークでは借入人に対し検証可能な資料の提出を求めており、SPTs 達成に関する定量的な確認は東邦銀行が求める水準でなされるものと考えられる。とうほう地域総研が検証を行うことで、検証結果について一定の客観性を持たせる内容になっている。一方、検証結果の情報開示に関しては公表しないが、レポーティングと同様の整理ができる。

5. まとめ

評価対象の融資フレームワーク「とうほうサステナビリティ・ファイナンス」は持続可能な社会の実現に向け、地域の企業のサステナビリティ活動を推進・支援することを目的として、規模や業種を問わず利用しやすい内容でフレームワークを策定している。

本フレームワークについて、R&Iは各ファイナンスを構成する要素に対し国際的な原則や環境省のガイドラインが求める事項をどの程度充足するかを確認した。「とうほう GF」「とうほう SF」に関しては、調達資金を充当する対象事業は原則やガイドラインが求める方法に沿って評価する内容で設計されている。評価と選定のプロセス及び資金管理は貸付人である東邦銀行側からの設定となっているが、フレームワークに沿った融資を利用することで、借入人は国際的な原則や環境省のガイドラインの趣旨を実質的に満たしていると評価できる。「とうほう SLF」はSPTsの野心性判断のプロセスやレポーティング及び検証結果の情報公開の部分で、SLLPやGL・SLLガイドラインが求める水準を完全に満たさない部分が一部あるものの、KPIの選定、SPTsの設定及び野心性判断の基準、インセンティブ設計、レポーティングや検証内容に関する東邦銀行への報告義務、検証業務における第三者の関与という点を踏まえると、全体として、本フレームワークはSLLPやGL・SLLガイドラインの趣旨に沿ったフレームワークの骨格や考え方、業務フローが設計されている。以上を踏まえ、R&Iは本フレームワークが国際的な原則や国内のガイドラインに整合していると評価した。

以 上

【留意事項】

本資料に関する一切の権利・利益（著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、特段の記載がない限り、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、本資料の全部又は一部を使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）することは認められません。

R&Iは、本資料及び本資料の作成に際して利用した情報について、その正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

また、本資料に記載された情報の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報の使用に関連して発生する全ての損害、損失又は費用について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負いません。

セカンドオピニオンは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全及び社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関又は民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対するR&Iの意見です。R&Iはセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&Iはセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、セカンドオピニオン及びこれらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとします）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントは、グリーンボンドで調達された資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度に対するR&Iの意見です。R&Iグリーンボンドアセスメントでは、グリーンボンドフレームワークに関してのセカンドオピニオンを付随的に提供する場合があります。対象事業の環境効果等を証明するものではなく、環境効果等について責任を負うものではありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&IはR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、資料・情報の不足や、その他の状況により、R&Iの判断でR&Iグリーンボンドアセスメントを保留したり、取り下げたりすることがあります。

R&Iは、R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報、R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントその他の意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やR&Iグリーンボンドアセスメントの使用、あるいはR&Iグリーンボンドアセスメントの変更・保留・取り下げ等に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとします）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、原則として申込者から対価を受領して実施したものです。

【専門性・第三者性】

R&Iは2016年にR&Iグリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017年からICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則／ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。また、2022年から経済産業省の温暖化対策促進事業におけるトランジション・ファイナンスの指定外部評価機関に採択されています。

R&Iの評価方法、評価実績等についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>）に開示しています。

R&Iは2022年12月、金融庁が公表した「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」（以下、「行動規範」という。）の趣旨に賛同し、これを受け入れる旨を表明しました。行動規範の6つの原則とその実践のための指針へのR&Iの対応状況についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/products/esg/index.html>）に開示しています（以下、「対応状況の開示」という。）。

R&Iと資金提供者及び資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。

なお、R&IはESGファイナンスによる資金提供あるいは資金調達を行う金融機関との間で、金融機関の顧客にR&IのESGファイナンス評価を紹介する契約を締結することがありますが、R&Iは、独立性を確保する措置を講じています。詳細は対応状況の開示をご覧ください。